

## 第7期 第26回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年9月7日(水) 午前9時30分～
2. 開催場所 東温市役所 4階 大会議室
3. 出席委員 (14人)
4. 欠席委員 (5人)
5. 議事録署名人の指名について (2人)
6. 議案日程

議案第95号 農地法第3条の許可申請について	(4件)
議案第96号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	(1件)
議案第97号 農地法第5条第1項の許可申請について	(4件)
議案第98号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について	(3件)
7. 農業委員会事務局職員 (2人)

## 8. 会議の概要

### ○局長

皆さん、おはようございます。ご起立ください。姿勢を正してください。一同、礼。ご着席ください。総会に先立ちまして、委員の出席状況をご報告いたします。只今の委員の出席は19名中14名です。5名の委員より欠席のご連絡をいただいております。出席委員が過半数に達しておりますので、本会議が成立していることをご報告いたします。なお、本日は会長が不在ですので、東温市農業委員会会議規則第32条、会長に事故あるときは、あらかじめ互選したものがその職務を代理するとあり、会長代行である〇〇委員に議事の進行をお願いいたします。

### ○議長（会長職務代理）

皆さん、おはようございます。只今事務局から説明がありましたとおり、〇〇会長が欠席ということで急遽進行させていただくことになりました。不慣れでございますので、みなさまのご協力によりまして、会を進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

また、昨日は研修会の参加ご苦労さまでした。リモートによる研修であったため、分かりにくいところもございましたが、資料を見ていただいていたところもございましたら、事務局に確認いただけたらと思います。

本日の議案は12件でございます。慎重に審議していただけたらと思います。

それでは只今から第26回農業委員会を開会いたします。

それでは、本日の議事録署名人ですが、7番 〇〇 〇〇 委員さん、8番 〇〇 〇〇 委員さん、よろしくお願い致します。

議案審議に入っていきます。議案第95号農地法第3条の許可申請について、4件を議題といたします。1番の案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

### ○事務局

議案第95号、農地法第3条の許可申請について説明いたします。1番 譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、1, 132㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は、売買です。作付作物は水稻・ユウカリ・しきびです。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、籾摺り機、乾燥機、冷蔵庫を所有しております。労働力は、本人・妻の常時2人です。耕作面積は16, 323.6㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

### ○議長（会長職務代理）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いいたします。

○委員 ○○委員

説明します。地図5ページをご覧ください。場所は○○にあります。○○さんがこの土地を所有されてから、ご自身で耕作されていたのですが、ここ数年は○○さんがユーカーを作付けし耕作しており、今後も耕作したいということから売買で話がまとまりました。特に問題ないと思われまますので、よろしく審議お願いいたします。以上です。

○議長（会長職務代理）

只今、説明がありました。皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（意見・質問なし）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、2番目の案件につきましては、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

2番 譲受人 東京都調布市○○番地○ ○○ ○○さん。譲受人 松山市○○番地○ ○○ ○○さん。土地は、○○番○、田、735㎡。同所同字○○番○、田、993㎡で計2筆、合計面積1,728㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は、売買です。作付作物は水稻、麦、シキビ、果樹です。主な農機具の保有状況は、トラクター、コンバイン、田植機です。労働力は、本人、父、母の常時3人です。耕作面積は東温市3,947㎡、松山市6,721㎡、西条市3,637㎡で合計面積14,305㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長職務代理）

この件につきましては、地元、○○委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いいたします。

○委員 ○○委員

説明します。地図6ページをご覧ください。○○の中心地にある圃場になります。譲渡人は東京にお住まいで、こちらに帰ってくる予定はなく耕作管理が困難になるため、今回売買で話がまとまりました。特に問題ないと思われまます。よろしく審議お願いします。以上です。

○議長（会長職務代理）

只今、説明がありました。皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

( 意見 ・ 質問 なし )

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

全員挙手で、承認いたします。続きまして、3番目の案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

3番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、畑、383㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は水稻・野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバインです。労働力は、本人、妻の常時2人です。耕作面積は8,502㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長職務代理）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いいたします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図7ページをご覧ください。場所は〇〇にあります。両者とも同じ集落にお住まいで、〇〇さんから〇〇さんへの権利移転の内容になります。場所は畑でありまして、あまり管理を行ってない土地となっておりますが、申請地に隣接している土地を〇〇さんが耕作されておりますので、この土地も含めて耕作されるということです。特に問題ないと思われまます。以上です。

○議長（会長職務代理）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

( 意見 ・ 質問 なし )

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

全員挙手で、承認いたします。続きまして、4番目の案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

4番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、1,065㎡。同所同字〇〇番〇、田、379㎡計2筆で、合計面積1,444㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は贈与です。作付作物は水稻・野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植

機、コンバイン、自動耕運機、乾燥機です。労働力は、本人、祖父、祖母、妹の常時4人です。耕作面積は7,584㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長職務代理）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますが、本日欠席のため、事務局より確認結果の報告をお願いします。

○事務局

説明します。地図8ページをご覧ください。場所は〇〇にあるところです。申請地から南東に〇〇と書かれているところのすぐ南側が〇〇さんのお宅でして、ここでお孫さんである譲受人の〇〇〇〇さんと同居して、農業経営を行っています。今般の日頃のご厚意に感謝しということで、孫もすでに農業者であります。経営移譲をして、贈与を行う内容でございます。現地も〇〇委員さんが確認した結果、作付けもされていることから問題ないということをお伺いしております。以上です。

○議長（会長職務代理）

只今、説明がありましたが、皆さんのご意見お伺いしたらと思えます。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思えます。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第96号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案96号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、被相続人及び相続人が租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予の適用を受ける為、適格者であるかどうかについての証明願です。5番、被相続人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。相続人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、841㎡外3筆で計4筆。合計面積4,702㎡です。被相続人と相続人の続柄ですが祖父と孫の関係になります。相続日は令和4年1月19日。合計面積がそのまま耕作面積になっております。相続開始前において農業に従事した実績の有無については有で確認しております。

適格者証明につきましては租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予の適用を受けるための証明であります。相続時に相続財産中に農地がある場合に、農業を続ける場合は、納税猶予を受けられるとなっている制度でございます。免除でなくて、猶予ということです。耕作をしなくなれば、その時点で利子税をつけて税を納めなければならなくなります。猶予を受けようになりましても、3年に1回は耕作されているか、税務署長の方に報告する義務が生じています。農業委員会としても、3年に1回税務署

からの依頼を受けて現地確認を行うこととなります。基本は終身で農業をする必要があります。被相続人はお亡くなりになるまで農業に従事していなければならず、相続人は相続発生時から相続を申告するまでの間に農業を開始していたことが要件となります。相続人につきましては孫になりますが、代襲相続ということになりまして、直接祖父から孫に農地が相続されて農業に従事するため納税猶予を受けさせてほしいということになります。以上です。

○議長（会長職務代理）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図9ページをご覧ください。場所は〇〇になります。〇〇さんの父親が長く療養生活をされておられて、祖父の農業を何年も手伝っております。昨年に祖父と父がお亡くなりになられ孫の〇〇さんが相続することになりました。毎年稲作を行っておられますし、今後も農業に従事することなので特に問題ないと思いますので、よろしく審議お願いいたします。以上です。

○議長（会長職務代理）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたかと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第97号、農地法第5条第1項の許可申請についてを議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第97号農地法第5条第1項の許可申請についてご説明します。

6番 貸付人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。借受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんです。土地は、〇〇番〇、田、449㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第3種農地。農用地区域は、農用地区域外。転用目的は農家住宅、所有権利内容は使用貸借権設定20年です。開発許可は不要です。令和3年3月9日第8回委員会で除外意見決定済の案件でございますが、農地転用許可についても同じ内容で許可がございましたが、令和4年1月17日に取消し申請により、建築計画を取りやめる申出がありまして、県知事の取消し受理がありました。けれども、その後生じた理由で再度建築することによって建築申請があがっております。以上です。

○議長（会長職務代理）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんですので、確認結果のご報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。お父さんの病気が分かりまして、お父さんの体を心配し、お母さん一人では大変ということで、息子さんの方が実家の近くに農家住宅を建てて農業を引継ぐということで再度申請があがってきました。特に問題ないと思われしますので、ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（会長職務代理）

只今、説明がありましたが、皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、7番目の案件につきまして、事務局より説明願います。

○事務局

7番 貸付人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。借受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん 〇〇 〇〇さんです。土地は、〇〇番〇、田、231㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第1種農地。農用区域は、農用区域外。転用目的は分家住宅、所有権内容は使用貸借権設定20年です。開発許可は必要です。令和3年11月10日第16回委員会で除外意見決定済の案件です。以上です。

○議長（会長職務代理）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんですので、確認結果のご報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。〇〇さんと〇〇さんは親子です。〇〇さんのご主人が3年前にお亡くなりになったことから、農業を手伝いたいということで今回の申請がありました。特に問題ないと思われしますので、ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（会長職務代理）

只今、説明がありましたが、皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、続きまして、8番目の案件につきまして、事務局より説明願います。

○事務局

8番 貸付人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。借受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんです。土地は、〇〇番〇、田、348㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第1種農地。農用地区域は、農用地区域外。転用目的は農家住宅、所有権利内容は使用貸借権設定30年です。開発許可は不要です。令和4年3月7日第20回委員会で除外意見決定済の案件です。以上です。

○議長（会長職務代理）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんですので、確認結果のご報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図12ページをご覧ください。場所は〇〇にございます。お父さんの家のすぐ隣に家を建てて、一緒に農業をやっていきたいということで申請がありました。特に問題ないと思われまますので、ご審議をよろしく願います。

○議長（会長職務代理）

只今、説明がありました、皆さんのご意見お伺いしたらと思ひます。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思ひます。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、9番目の案件につきまして、事務局より説明願います。

○事務局

9番 貸付人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。借受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんです。土地は、〇〇番〇、田、400㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第1種農地。農用地区域は、農用地区域外。転用目的は農家住宅、所有権利内容は使用貸借権設定20年です。開発許可は不要です。令和4年1月6日第16回委員会で除外意見決定済みの案件です。

○議長（会長職務代理）

この件につきましては、事務局より確認結果のご報告をお願いします。

○事務局



説明します。地図13ページをご覧ください。場所は〇〇にあります。〇〇と書いてある東隣が〇〇さんの家になります。借受人の〇〇さんは〇〇さんの息子さんでありまして、現在は〇〇に居住しており、認定新規就農者に数年前になられ農業経営を大規模に行っております。両親の横に家を建てて一緒に農業経営を行うとのことですので。ご審議をよろしくお願いします。

○議長（会長職務代理）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第98号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第98号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について説明いたします。農用地区域からの除外についての案件になります。10番 所有者、東温市〇〇番地〇〇〇〇さん。申出者、東温市〇〇番地〇〇〇〇さんです。土地は、〇〇番の一部、田、469㎡の内21㎡。同所同字〇〇番の一部、田、908㎡の内264㎡で計2筆。合計面積285㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第1種農地です。転用目的は分家住宅です。開発許可は必要、転用許可は必要です。以上です。

○議長（会長職務代理）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんですので、確認結果のご報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。〇〇さんと〇〇さんは親子です。今回分家を建てるということで申請がありました。特に問題ないと思われまして、ご審議をよろしくお願いします。

○議長（会長職務代理）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、11番、12番目の案件につきまして、関連が同じでありますので一括審議といたします。事務局より説明願います。

○事務局

農用地への編入についての案件になります。

11番 所有者申出者とも、東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんです。土地は、〇〇番〇、田、2,069㎡です。

続きまして、12番 所有者申出者とも、東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんです。土地は、〇〇番〇、田、171㎡です。

備考欄のところですが、編入の理由といたしましては中山間地域等直接支払交付金事業に参画し、耕作放棄地対策に取り組むため、農用地への編入をしたいと申出があったためということでございます。以上です。

○議長（会長職務代理）

この件につきましては、地元は〇〇会長になりますが本日欠席のため事務局より、説明をお願いします。

○事務局

説明します。地図15ページをご覧ください。11番の案件ですが、現況は田であることを確認しておりまして、申出により農振農用地に編入後は認定新規就農者の〇〇さんが耕作されるということです。

続きまして、地図16ページをご覧ください。12番の案件ですが、現況は田で編入後は引き続き〇〇様が耕作されるということです。以上です。

○議長（会長職務代理）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 〇〇委員

農用地区域への編入はどういったことでしょうか。

○事務局

農振農用地の青地と白地がございまして、青地は農用地区域内農用地でありまして、白地は農用地区域外ということで、除外された土地であります。除外をしたうえで農地法の手続きで農地転用許可を受けていただいて、宅地転用ができるという流れになります。

5条で家を建てる場合は農振農用地を除外し、白地にしてから農地転用をして家を建てるという流れが多いのですが、今回は逆に白地を青地に編入することによって、中山間地域等直接支払交付金事業の対象地に加えることができます。

また、圃場整備についても青地で施工するようになりますので、農用地として守るべきところは青地で、白地にするときは転用を目的に除外し、転用をしております。

○議長（会長職務代理）

他に何かご意見、ご質問があればお願いいたします。

( 意見 ・ 質問 なし )

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

全員挙手で、承認いたします。

本日の議案審議については、12件、これで全て終了しました。次回の農業委員会は10月7日となっております。

以上で第26回農業委員会を閉会いたします。熱心なご審議ありがとうございました。